

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護

かしわ安心館 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(柏市指定 第 1272205202 号)

当事業所はご契約者に対して指定入所介護サービス及び指定介護予防入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 法人の概要

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 天宣会 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県流山市駒木 649 番 3 |
| (3) 電話番号 | 04-7178-5556 |
| (4) F A X 番号 | 04-7165-0070 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 西浦 天宣 |
| (6) 設立年月 | 平成 21 年 10 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種類 | 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
平成 27 年 3 月 1 日指定 柏市 1272205202 号 |
| (2) 名称 | ショートステイ かしわ安心館 |
| (3) 所在地 | 千葉県柏市藤ヶ谷 810 番地 2 |
| (4) 電話番号 | 04-7190-3377 |
| (5) 管理者氏名 | 施設長 石井 誠 |
| (6) 運営方針 | <p>利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。利用者の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう支援します。</p> <p>利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指します。</p> <p>地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p> |

(7) 開設年月 平成27年3月1日

(8) 利用定員 併設型10名

(9) 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、柏市、松戸市、船橋市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市の一部地域となります。

3. 事業所の設備の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全室個室となります。

居室・設備の種類	室数	備 考
居 室	10 室	全室エアコン付き
医務室	1 室	
浴 室	1 室	一般浴槽（ 1 ）、昇降リフト浴槽（ 1 ）
食 堂	1 室	

※上記は、厚労省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や身元引受人と協議のうえ決定するものとします。

※当事業所では利用者の安全管理上の問題から電子錠を設置しており、玄関から自由に出ることができない構造になっておりますので、ご了承下さいますようお願い致します。

4. 事業所の職員体制・勤務体制

職 種	常勤換算	指定基準	勤 務 時 間
管 理 者	1	1	日 勤 08：30～17：30
生活相談員	1	1	日 勤 08：30～17：30
介護支援相談員（再掲）	1	1	日 勤 08：30～17：30
介護職員	4 以上	4	早 番 07：00～16：00 日 勤 09：30～18：30 遅 番 13：00～22：00 夜 勤 22：00～07：00
看 護 師	1 以上	1	早 番 08：30～17：30 日 勤 09：00～18：00 遅 番 09：30～18：30
管理栄養士	1	1	日 勤 08：30～17：30
機能訓練指導員	2	1	日 勤 09：00～18：00

※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

※介護老人福祉施設業務と兼務です。

5. 当事業所が提供するサービスの内容

(1) 日常生活支援

①短期入所生活介護計画の立案

- ・短期入所生活介護計画書及び介護予防短期入所生活計画書（ケアプラン）を作成し、利用者及びご家族等に同意をいただきます。

②介護

- ・上記のケアプランに基づいた介護サービス（食事、排泄、入浴、整容、移動介助、余暇活動等）を提供します。

③入浴

- ・基本的に週2回以上、入浴又は清拭を行います。但し、利用者の体調により入浴を中止する場合があります。
- ・利用者の心身の状態に応じた入浴設備により安心して入浴をしていただけます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤食事

- ・食事時間 朝食 7：40～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～
※ おやつは、15：00にご用意します。
- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事は、原則として食堂にておとりいただきます。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の維持や低下の防止に努めます。

⑦送迎サービス

- ・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の送迎実施地域外からご利用の場合は、交通費実費を負担していただきます。

⑧理美容サービス

- ・月に1回以上、理容師又は美容師による理美容サービスが受けられます。希望される方は職員にお申し付けください。

(2) 余暇活動支援

①趣味活動

- ・書道、カラオケ、音楽等の余暇活動を週1回以上行います。参加は自由です。

②施設行事

- ・誕生会、納涼祭、敬老会、クリスマス会、新年会等の季節行事を行います。

6. サービス利用料金

(1) 利用者の方からいただくサービス利用料金は次のとおりです。この金額は、①介護保険の給付対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額、②介護保険の給付対象とならないサービスの2種類に分かれます。(なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明の上、利用者又はご家族等の同意を得なければならないため、疑問な点がございましたら、お尋ねください。)

①介護保険の給付対象となるサービス

◎短期入所生活介護（自己負担1割の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金 ※1単位×10.33	要介護1 (704)	要介護2 (772)	要介護3 (847)	要介護4 (918)	要介護5 (987)
	7,272円	7,974円	8,749円	9,482円	10,195円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,544円	7,176円	7,874円	8,533円	9,175円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1-2)	728円	798円	875円	949円	1,020円
4. 居室に係る自己負担額	2,560円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	4,988円	5,058円	5,135円	5,209円	5,280円

◎介護予防短期入所生活介護（自己負担1割の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金 ※1単位×10.33	要支援1 (529)	要支援2 (656)
	5,464円	6,776円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,917円	6,098円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1-2)	547円	678円
4. 居室に係る自己負担額	2,560円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	4,807円	4,938円

◎短期入所生活介護（自己負担2割の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金 ※1単位×10.33	要介護1 (704)	要介護2 (772)	要介護3 (847)	要介護4 (918)	要介護5 (987)
	7,272円	7,974円	8,749円	9,482円	10,195円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,817円	6,379円	6,999円	7,585円	8,156円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1-2)	1,455円	1,595円	1,750円	1,897円	2,039円
4. 居室に係る自己負担額	2,560円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	5,715円	5,855円	6,010円	6,157円	6,299円

◎介護予防短期入所生活介護（自己負担2割の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金 ※1単位×10.33	要支援1 (529)	要支援2 (656)
	5,464円	6,776円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,371円	5,420円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1-2)	1,093円	1,356円
4. 居室に係る自己負担額	2,560円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	5,353円	5,616円

◎短期入所生活介護（自己負担3割の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金 ※1単位×10.33	要介護1 (704)	要介護2 (772)	要介護3 (847)	要介護4 (918)	要介護5 (987)
	7,272円	7,974円	8,749円	9,482円	10,195円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,090円	5,581円	6,124円	6,637円	7,136円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1-2)	2,182円	2,393円	2,625円	2,845円	3,059円
4. 居室に係る自己負担額	2,560円				
5. 食事に係る自己負担額	1,700円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	6,442円	6,653円	6,885円	7,105円	7,319円

◎介護予防短期入所生活介護（自己負担3割の場合）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金 ※1単位×10.33	要支援1 (529)	要支援2 (656)
	5,464円	6,776円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,824円	4,743円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1-2)	1,640円	2,033円
4. 居室に係る自己負担額	2,560円	
5. 食事に係る自己負担額	1,700円	
6. 自己負担額合計(3+4+5)	5,900円	6,293円

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合もしくは要介護認定の結果が出ていない場合は、一旦、サービスの利用料金を全額お支払いいただきます。その場合、要介護認定または要支援認定の結果が出た後に自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

その他、利用者の状況により加算されるサービス

加算項目	内 容	単位数
機能訓練指導員加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置している場合	12/日
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置していること	4/日
看護体制加算（Ⅱ）	特別養護老人ホームの空床を利用する場合において、特別養護老人ホームの看護職員数が、利用者数25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホームの基準に規程する看護職員の数に1を加えた数以上である場合 当事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合	8/日
看護体制加算（Ⅲ）イ	看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であり、定員が29人以下の場合	12/日
看護体制加算（Ⅳ）イ	看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たし、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上であり、定員が29人以下の場合	23/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	① 夜勤を行う介護職員又は看護職員数が最低基準を1以上上回っている場合 ② 見守り機器を導入した場合は、夜勤職員最低基準を0.9名分多く配置し、利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者数15%以上設置し、かつ見守り機器を安全、有効に活用するための委員会を配置し、必要な検討等されている場合	18/日
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	夜勤時間帯に看護職員を配置している又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合 ※介護予防短期入所生活介護は含まない	20/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断し、利用した場合	200/日

若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の入所者を受入れた場合	120/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者のうち、日常生活に支障をきたす恐れのある症状若しくは行動が重度認められることから介護を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上であり、かつ 認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を、対象者の数が20人未満で1以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	3/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の基準のいずれにも適合し、かつ認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成、かつ研修を実施または実施を予定した場合	4/日
送迎加算	利用者に対して、居宅と当事業所との間の送迎を行う場合	184/片道
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	8/回
個別機能訓練加算	専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合	56/日
生活機能向上連携加算Ⅰ	・訪問、通所リハビリテーションを実施している事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院は、許可病床数が200床未満のもの、または当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないもの）の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、また助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等していること。 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場または、ICT（情報通信技術）を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。	100/月 (3月に1回を限度)

生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問、通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合または、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院は、許可病床数200床未満のもの、または当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合	200/月
医療連携強化加算	急変の予測や早期発見のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合	58/日
緊急短期入所受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を行う者が疾病にかかっていること ・その他やむを得ない理由により、介護を受けることができない場合 ・居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない場合 ・指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の利用を認めている場合 ・緊急利用のために確保した利用定員の100分の5に相当する空床（緊急用空床）以外の利用が出来ない場合であって、緊急用空床を利用する場合 	90/日
在宅中重度者受入加算	<p>利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合</p> <p>イ. 看護体制加算（Ⅰ）の場合</p> <p>ロ. 看護体制加算（Ⅱ）の場合</p> <p>ハ. 看護体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）をいずれも算定している場合</p> <p>ニ. 看護体制加算を算定していない場合</p>	<p>421/日</p> <p>417/日</p> <p>413/日</p> <p>425/日</p>
共生型短期入所生活介護	障害福祉制度における短期入所の指定を受けた事業所であり、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動を実施している場合	所定単位数に 92/100 を乗じた単位数
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護事業所について、生活相談員を配置し、かつ、地域に貢献する活動を実施している場合	13/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	<p>当該指定事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>①介護福祉士が100分の80以上</p> <p>②勤続10年以上の介護福祉士が100分の35以上</p>	22/日

サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該指定事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上の場合	18/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	当該指定事業所の介護職員の総数のうち、以下のいずれかに該当する場合 ①介護福祉士が 100 分の 50 以上 ②常勤職員が 100 分の 75 以上 ③勤続 7 年以上が 100 分の 35 以上	6/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) に加え以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。	14.0%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) に加え以下の要件を満たすこと。 ・処遇改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上。 ・職場環境の更なる改善、見える化。	13.6%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) に加え以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みが整備されている。	11.3%
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	・介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) の 7.2% 以上を月額賃金で配分している。 ・職場環境の改善・賃金体系等の整備及び研修の実施等。	9.0%
看取り連携体制加算	短期入所生活介護について、看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合	64 単位/日
口腔連携強化加算	事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合 事業者は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	50 単位/回

生産性向上推進体制加算 (I)	(II) の条件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による効果 (※1) が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジー (※2) を複数導入していること。 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組を行っていること。 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供 (オンラインによる提出) を行うこと。	100 単位/月
生産性向上推進体制加算 (II)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジー 1 つ以上導入していること。1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供 (オンラインによる提出) を行うこと。	10 単位/月
長期利用の適正化 ○短期入所生活介護	連続して 60 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者	61 日以降 815 単位
長期利用の適正化 ○介護予防短期入所生活介護	連続して 30 日を超えて同一の介護予防短期入所介護事業所に入所している利用者 ○要支援 1 介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 75 に相当する単位数を算定する ○要支援 2 介護福祉施設サービス費の要介護 1 の単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定する。	要支 1 528 単位 要支 2 655 単位

※上記の料金表や他介護保険自己負担分について、1 日または 1 回あたりの介護保険報酬単位数に地域単価 (10.33 円) を乗じ、その方の自己負担割合に対する相当額を切り捨て算出するため、ご利用日数等により変動がございます。予めご了承下さい。

世帯全員が市町村民税非課税の方 (市町村民税非課税者) や生活保護を受けている方は、滞在費・食費の負担が減額されます。

(1日につき)

対 象 者		区 分	居 住 費	食 費
世帯 全員が 住民 税非 課税	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	880円	300円
	前年度の合計所得金額と年金収入額の 合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	880円	600円
	前年度合計所得金額と年金収入が ① 80万円超120万円以下の方 ② 120万円を超える方	利用者負担 第3段階①	1,370円	1,000円
		利用者負担 第3段階②	1,370円	1,300円
上記以外の方 (施設との契約により設定されます)		利用者負担 第4段階以降	2,006円	1,445円

②介護保険の給付対象とならないサービス

別紙参照

(2) 利用料金のお支払い方法

<p>サービス利用料金・費用は、利用終了月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。</p> <p>ア. 下記指定口座への振り込み（請求書到着後7日以内） 千葉興業銀行 柏支店 普通預金1146111 社会福祉法人 天宣会 特別養護老人ホーム かしわ安心館 理事長 西浦 天宣</p> <p>イ. 金融機関口座からの自動引き落とし（利用月の翌々月5日引き落とし） ご利用できる金融機関：すべての銀行・信用金庫、農協、郵便局等</p> <p>※ご不明な点は事務局におたずね下さい。</p>

(3) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期間の前に利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。
- ③ 以下の事由に該当した場合、利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
 - ・利用日の健康チェックの結果、サービスの利用が困難であると判断した場合
 - ・利用中に体調が悪化した場合
 - ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、下記に記された緊急連絡先に連絡をするとともに、速やかに主治医等に連絡を取る等、必要な援助を行います。

(4) 事故発生時の対応及び防止等

- ①入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- ②事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ③サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- ④事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時は、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- ⑤事故発生時の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(5) 緊急時の対応

体調の変化等、緊急時は下記の緊急連絡先に連絡をしますので、宜しくお願い致します。

◎第一緊急連絡先 氏名 _____ (続柄) _____
住所 _____
電話番号 (自宅) _____
携帯電話番号 _____

◎第二緊急連絡先 氏名 _____ (続柄) _____
住所 _____
電話番号 (自宅) _____
携帯電話番号 _____

◎主治医 病院又は診療所名 _____
医師名 _____
住所 _____
電話番号 _____

7. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書 第17条 参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者が死亡した場合②要介護認定により自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）利用者からの解約の申し出（中途解約・契約解除）（契約書 第18条、第19条 参照）

契約の有効期間であっても、利用者から本契約の終了を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出てください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②利用者が入院された場合③利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

（2）事業者からの申し出により本契約を解除していただく場合（契約解除）

（契約書 第20条 参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者及び身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②利用者及び身元引受人による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書 第17条 参照)

契約が終了する場合には、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行います。

8. 苦情の受付について (契約書 第22条 参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) 生活相談員 若松 明子

TEL 04-7190-3377

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福) 天宣会 第三者委員 吉田誠之 監事	所在地 電話番号 受付時間	東京都足立区柳原二丁目48番6号 03-3888-7770 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:30～16:00
柏市役所 法人指導課	所在地 電話番号 受付時間	千葉県柏市柏5-10-1 (本庁舎別館4階) 04-7167-1111 (代表) 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	千葉県稲毛区天台6-4-3 043-254-7428 (直通) 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:30
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター 043-246-0294 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:00～17:00

確 認 書

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行い、同意を得ました。

ショートステイ かしわ安心館

説明者職名 生活相談員

若松 明子 印

私は、契約書及び本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

身元引受人住所

身元引受人氏名

印

続 柄

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 5,195.16 m²
- (3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成27年3月1日指定	定員100名
[（介護予防）通所介護]	平成27年3月1日指定	定員35名
[居宅介護支援]	平成28年3月1日指定	

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

管理者 … 老人福祉法・介護保険法その他関係法令の規定に従い、職員を指揮監督して事業所の運営管理に従事します。

生活相談員 … 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護支援専門員 … 利用者に係る短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼務します。

介護職員 … 利用者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員 … 主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

管理栄養士 … 利用者の献立作成、栄養量計算、及び食事記録を行い、食事の管理指導に従事します。

機能訓練指導員 … 利用者の機能訓練を担当します。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書 第10条、第11条 参照）

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又はその代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

4. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書 第12条、第13条 参照）

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者及び身元引受人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書 第14条、第15条 参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

個人情報使用同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人天宣会が、利用者および身元引受人、家族等の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の事業所内のカンファレンスのため
- (6) ホームページ、機関誌への掲載のため
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 利用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限度とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

4. 使用する事業者の範囲

利用期間中に居宅サービス計画に定められた事業者

令和 年 月 日

〈利用者〉 氏 名 印

〈身元引受人〉 氏 名 印

続 柄（利用者との関係）